

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 田名 毅



OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直しについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直しについての通知となっております。

健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）による健康保険法（大正11年法律第70号）等の改正に伴い、OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直しが行われ、OTC 類似薬の一部保険外療養制度が令和9年3月1日から始まります。

本制度は、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる要指導医薬品又は一般用医薬品（いわゆる「OTC 医薬品」）との代替性が特に高い医療用医薬品（いわゆる「OTC 類似薬」）を保険診療で使用する際に、OTC 医薬品で対応している患者さんとの公平性を確保すべく、OTC 類似薬の薬剤品の4分の1に相当する額を別途の負担として患者さんにご負担いただく仕組みですが、OTC 類似薬を保険適用範囲から除外するものではありません。また、患者さんの受診抑制や対象医薬品の処方を控えることを意図したものではありません。

対象となる医薬品は、OTC 医薬品と「成分・投与経路が同一で、一日最大用量が異ならない」医療用医薬品で、特定の解熱鎮痛薬、去痰薬、便秘薬、抗アレルギー薬等が含まれます。

また、本制度では、患者さんが子どもである場合や、がん、難病患者である場合など、一定の場合には、薬剤費の4分の1の別途の負担の対象外とすることとしており、医師の診察を踏まえ別途の負担の対象か対象外かが判断されることとなります。

本制度の概要は別添のとおりであります。このたび、本制度の施行に向け、厚生労働省より関係法令が発出されております。

なお、本制度の円滑な実施に向け、国としては医療現場や国民・患者が混乱しないよう丁寧な周知・説明等を実施する予定となっておりますが、日本医師会からは「本制度に係る相談窓口を設置すること」のほか、「対象医薬品の判断に際し医師の判断が尊重されるべきこと」や「医療機関における事務的負担や経済的負担が、極力軽減されるような特段の配慮をすること」が国に対して要請されております。また、本制度により患者さんの自己負担は増加することになりますので「国民に分かりやすく丁寧に本制度の主旨、内容を周知すること」、また医療現場の混乱を防ぐ対策として「制度開始前の試行運用による問題点の抽出とその解消等の対応を確実に実施していただくこと」についても要請されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直しについて

（令和8年10月19日（日医発第1436号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

日医発第 1436 号（保険）
令和 8 年 10 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しについて

健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）による健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の改正に伴い、**OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しが行われ、OTC類似薬の一部保険外療養制度が令和 9 年 3 月 1 日から始まります。**

本制度は、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる要指導医薬品又は一般用医薬品（いわゆる「OTC 医薬品」）との代替性が特に高い医療用医薬品（いわゆる「OTC 類似薬」）を保険診療で使用する際に、OTC 医薬品で対応している患者さんとの公平性を確保すべく、**OTC類似薬の薬剤費の4分の1に相当する額を別途の負担として患者さんにご負担いただく仕組みではありますが、OTC類似薬を保険適用範囲から除外するものではありません。**また、患者さんの受診抑制や対象医薬品の処方を控えることを意図したものでもありません。

対象となる医薬品は、OTC 医薬品と「成分・投与経路が同一で、一日最大用量が異なる」医療用医薬品で、**特定の解熱鎮痛薬、去痰薬、便秘薬、抗アレルギー薬等が含まれます。**

また、本制度では、患者さんがこどもである場合や、がん、難病患者である場合など、**一定の場合には、薬剤費の4分の1の別途の負担の対象外とすることとしており、医師の診察を踏まえ別途の負担の対象か対象外かが判断されることになります。**

本制度の概要は下記のとおりですが、今般、本制度の施行に向け、厚生労働省より関係法令が発出されましたので、ご案内申し上げます。

なお、本制度の円滑な実施に向け、国としては医療現場や国民・患者が混乱しないよう丁寧な周知・説明等を実施する予定となっておりますが、日本医師会からは「本制度に係る相談窓口を設置すること」のほか、「対象医薬品の判断に際し医師の判断が尊重されるべきこと」や「医療機関における事務的負担や経済的負担が、極力軽減されるような特段の配慮をすること」を国に対して要請しております。また、本制度により患者さんの自己負担は増加することになりますので「国民にわかりやすく丁寧に本制度の主旨、内容を周知すること」、また医療現場の混乱を防ぐ対策として「制度開始前の試行運用による問題点の抽出とその解消等の対応を確実に実施していただくこと」についても要請しております。

つきましては、本件について貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。